

受送達 2022年3月22日

令和4年3月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和元年(ワ)第959号 謝罪廣告等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年2月3日

判 決

5 福岡県行橋市今井3713-1

原 告	小 坪 慎 也
同訴訟代理人弁護士	江 頭 節 子
同訴訟復代理人弁護士	福 山 勝 紀

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

10 被 告 行 橋 市
(以下「被告市」という。)

同代表者市長	田 中 純
同訴訟代理人弁護士	時 枝 和 正
	田 中 佑 一

15 福岡県行橋市大字稻童3484番地3

被 告 德 永 克 子
(以下「被告徳永」という。)

同訴訟代理人弁護士	前 田 憲 德
	荒 牧 啓 一
	高 木 健 康
	田 邊 匡 彦
	繩 田 浩 孝
	藤 本 智 恵

主 文

- 25 1 原告の請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告市は、原告に対し、220万円及びこれに対する平成28年9月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 2 被告市は、原告に対し、別紙謝罪廣告目録1記載の新聞に、同目録1記載の体裁によって、同目録1記載の謝罪廣告を1回掲載せよ。
- 3 被告市は、原告に対し、別紙謝罪廣告目録2記載の市議会だよりに、同目録2記載の体裁によって、同目録2記載の謝罪廣告を1回掲載せよ。
- 4 被告徳永は、原告に対し、220万円及びこれに対する平成28年9月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 5 被告徳永は、原告に対し、別紙謝罪廣告目録3記載の新聞に、同目録3記載の体裁によって、同目録3記載の謝罪廣告を1回掲載せよ。
- 6 請求の趣旨1項及び4項につき仮執行宣言。

第2 事案の概要

- 15 1 本件は、被告市の市議會議員である原告が、(1)被告市に対して、被告市役所爆破予告事件につき、被告市の市議會議員である被告徳永が、原告がインターネット上で行った意見表明が原因であるとして、原告の謝罪及び自主的に必要な行動を行うことを求める決議案の緊急動議を被告市議会に提出したことが名誉毀損であると主張して、国家賠償法1条1項に基づく請求として、①慰謝料等220万円及びこれに対する上記決議案の提出日である平成28年9月12日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による金員の支払、並びに、②原告の名誉回復措置として、新聞6紙及びゆくはし市議会だよりへの謝罪廣告の掲載を求めるとともに、(2)被告徳永に対して、被告徳永が自身のブログに上記決議案が可決されたこと等を記載したブログ記事を掲載し、当該ブログ記事のリンク等を記載したツイートを行ったことが名誉毀損であると主張して、民法709条に基づ
- 20
- 25

く損害賠償請求として、①慰謝料等220万円及びこれに対する不法行為の日である平成28年9月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払、並びに、②原告の名誉回復措置として、新聞6紙への謝罪広告の掲載を求める事案である。

5 2 前提事実（証拠の掲記がない項は、当事者間に争いがないか、当裁判所に顕著である。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成28年4月10日の被告市議会議員選挙によって選出された市議会議員である。当選回数は3回で、市議会議員の現在の任期は令和2年4月23日から令和6年4月22日までである。本件当時、所属政党はなかった。保守派の政治家である。

イ 被告徳永も、上記選挙によって選出された市議会議員である。当選回数は11回で、市議会議員の任期は原告と同じである。日本共産党に所属している。

15 (2) 爆破予告

ア 原告は、インターネット上にブログを開設している。平成28年9月8日午前8時1分、原告のブログの「蓮舫・代表候補のぶれる発言、日本国籍喪失の可能性は？」と題する記事のコメント欄に、「M★R★星雲の騎士M★A★S★A★T★O」というアカウントから、「今週の土曜日に行橋市役所を爆破します 阻止したければソレマデニ辞意表明をブログで出して市会議員を辞めることだな 俺は本気だぞ 後で市役所にも電話するからな 覚悟しろよヘイト糞野郎（略）」というコメントが投稿された（甲1）。

イ 同日午後4時20分頃、被告市役所に「行橋市役所を爆破する。阻止したければ、ヘイト議員小坪しんやに市議会議員をやめさせろ。小坪のブログで、正午までに辞意表明をしたら許してやる。しなかったら、行橋市役

所は火の海に包まれることになろう。以上だ。早く伝えろ」などと告げる電話があった（乙口1。以下「本件爆破予告電話」といい、以下上記爆破予告コメントと本件爆破予告電話を併せて「本件爆破予告」という。）。

(3) 動議提出

5 ア 同月12日、被告徳永は、被告市議会議長に対し、藤木巧一らとともに、「小坪慎也議員に対する決議（案）」（以下「本件決議案」という。）を緊急動議で提出した（以下「本件動議提出行為」という。）。

イ 本件決議案の内容は、以下のとおりである。

10 「9月8日に、行橋市役所に脅迫の電話があった。この事により、市民に対し、また、市当局や議会においても多大な迷惑を及ぼした。この「脅迫事件」は決して許されるべきものではない。

15 これは、小坪慎也議員が、平成28年4月に熊本地震が発生した際、差別的にとらえられるSNSでの意見発表を行った事を発端としている。

(略)

20 市民・国民に迷惑を及ぼすような意見の表明は、行橋市議会の信用が傷つけられたものといわざるを得ない。

行橋市議会は、小坪慎也議員が品位を汚すことの無いよう、公人としての立場をわきまえる事を求めると共に、謝罪及び必要な行動を自ら行うことを求めるものである。

25 以上、決議する。」

ウ 本件決議案は、議会で取り上げられ、提出者4名を含む計12名の賛成で、本件決議案の文言どおり可決された（以下「本件決議」という。）。

(4) 被告徳永は、同月13日、同人が開設しているブログに、「9月議会 小坪議員に対する決議」と題する記事（以下「本件ブログ記事」という。）を掲載した（甲3）。

25 本件ブログ記事には、「9月議会が開会された後、とんでもない事件が発

生しました。市当局も議会も大変な状況になりました。議会では、この事件の原因となった小坪議員に対する決議が、12対6で可決されました。

(略)」という被告徳永のコメントに続き、本件決議の全文が掲載されています。

- 5 (5) 被告徳永は、同日、自身のツイッターに「9月議会で「小坪慎也議員に対する決議」が12対6の賛成多数で可決しました。内容をブログに書きました。」と記載し、本件ブログ記事へのリンクを引用してツイートした（甲4。以下「本件ツイート」という。）。

3 争点及び当事者の主張

10 本件の争点整理の概要は別紙争点整理表記載のとおりである。

そこに記載されているとおり、本件の主要な争点は以下の各点である。

(1) 本件動議提出行為について

- ア 本件動議提出行為に対する司法審査の可否
イ 本件動議提出行為が公務員の違法な職務執行であるといえるか。

(ア) 名誉毀損該当性

- (イ) 議員の職務執行の権限の範囲内であるといえるか。

(2) 本件ブログ記事掲載行為及び本件ツイート行為に不法行為が成立するか。

- ア 名誉毀損該当性
イ 公共利害性・公益目的性
ウ 真実性・真実相当性

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) オピニオンサイトへのコラム掲載

- ア 平成28年4月14日、いわゆる熊本地震が発生した。

イ 原告は、オピニオンサイトである「i RONNA」から執筆依頼を受け、コラム原稿を寄稿した（原告本人10～17）。

ウ 原告が寄稿したコラムは、同月16日、「i RONNA」の「関連テーマ 熊本地震で「ヘイトデマ」を流す輩は去れ！」の一環として、「「朝鮮人が井戸に毒」に大騒ぎするネトウヨとブサヨどもに言いたい！」というタイトルで掲載された（甲6。以下「本件コラム」という。）。

5 本件コラムにおいては、災害発生時、公的支援の体制が整うまでの間は自分の身を自分で守り、自分の物資でやりくりしてほしいという読者に対するメッセージとともに、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマについて、「「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマが飛び交うことに対しては仕方がないという立場である。」「私は、被災時において外の人を恐れるのは仕方ないし、当然のことだと受け入れている。（略）疑われるの10 は「外の人」である。」などという記載がある。

10

15

(2) 原告は、自身のツイッターに、同日午前10時44分、本件コラムのタイトル及びURLを引用したうえで、「私がつけたタイトルではありませんが、意図としてはそんな内容です。」などと投稿した（原告本人43～45）。

(3) 本件コラムに対する反応

20

ア 反レイシズム情報センター（ARIC）は、本件コラムに対し、「『朝鮮人が井戸に毒を投げた』というヘイトスピーチを即刻否定するとともに、ヘイトスピーチを公然と擁護し人種差別撤廃条約第四条（c）に違反する小坪慎也市議に厳正な対処をしてください」などと原告を批判する署名キャンペーンを行った。反レイシズム情報センターは、被告市議会に対し、同月26日付で、要請を提出した（乙口4の1、4の2）。

25

イ 同年5月11日、市民団体である「公人のヘイトスピーチを許さない会」が、原告が、差別的なデマを容認する本件コラムをネット上に投稿し、差別を助長しているとして、福岡県弁護士会に人権救済を申し立てたことが、

西日本新聞で報道された（乙口5）。

ウ 「公人のヘイトスピーチを許さない会」は、被告市議会議長宛てに、同年6月22日付けで、「小坪議員の発言は公然とデマを擁護し、差別と偏見を助長するだけではなく、地域外出身者というだけで生命を脅かしかねない危険な発言です」などの意見を記載した公開質問状（乙口2）を提出した。

5

エ 「公人のヘイトスピーチを許さない会」は、原告宛てに、同月27日付で、「貴方はネット上での差別デマを「仕方がない」と容認することによって差別を助長させました」「私たちは、今回の貴方の文章による差別デマの容認、助長は「ヘイトスピーチ」であると断じます」「厳重に抗議」するなどと記載された抗議文（乙口3）を提出した。

10

オ 同年9月5日，在日本大韓国民団熊本県地方本部から、被告市議会議長宛てに、陳情書（乙口7。同月2日付）が提出された。同書面では、本件コラムの「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマが飛び交うことに対する対しては仕方がないという立場である」という発言が、在日朝鮮・韓国人に対する差別的言動であり、ヘイトスピーチ解消法に抵触するものであると摘示され、原告の発言や言動は不当な差別的言動であり、ヘイトスピーチを助長すると記載されている。

15

同日、（一市民である）左近明子からも、被告市議会議長宛てに、本件コラムに記載された、原告の「デマが飛び交うことは仕方がない」という意見表明は絶対に許されない、原告の態度はヘイトスピーチ対策法との関係で容認されるのかなどと記載された陳情書（乙口8。同月2日付）が提出された。また、（一市民である）山本節子からも、被告市議会議長宛てに、本件コラムに記載された、原告の「デマが飛び交うことは仕方がない」という態度がヘイトスピーチ対策法に抵触しているなどと記載された陳情書（乙口9。同月5日付）が提出された。

20

25

力 同月6日には、「公人のヘイトスピーチを許さない会」が、被告市議会議長宛てに，在日本大韓民国民団熊本県地方本部が提出した陳情書と同旨の陳情書（乙口6）を提出した。

キ 上記アないしカに記載された各陳述書等のうち、被告市議会及び同議長宛てに提出された陳情書は、被告市議会の各議員に交付されるなどし、議員らも内容を把握することができる。また、原告本人宛てに提出された抗議文（乙口3）については、被告徳永は、被告市の職員を通じ、本件コラムに対する抗議文であることを認識していた（被告徳永本人28, 29）。

(4) 本件決議に至る経緯

ア 被告市議会の平成28年9月の議会は、同年9月6日に開会した（被告徳永本人36）。

イ 本件決議案の素案は、本件爆破予告電話よりも前に、被告徳永が作成していた（証人藤木31, 被告徳永本人37）。

ウ 同月8日の本件爆破予告電話を受け、同月9日前午前10時から被告市議会の代表者会議が開かれた。代表者会議では、爆破予告に関する経過報告がなされるとともに、原告への対応について議論された（乙口13）。その中では、被告市議会議長が原告に対して同月8日のうちに口頭注意をしたこと、原告が所属する会派では、議員としての自覚や品格を持つよう注意をしているなどの説明があった。

エ 被告徳永が作成した本件決議案の素案は、同月9日、被告市議会のほぼすべての会派の議員に配布された。素案では本件爆破予告電話に言及していないなかつたが、被告市議会の各会派内で検討し、提出された意見を踏まえて修正された結果、前記前提事実(3)イの文面となった（以上につき証人藤木32, 33, 97~99, 被告徳永本人48, 49, 56~60, 134）。

本件決議案で、本件爆破予告電話について言及することに反対する意見

を述べた被告市議会議員はいなかった（被告徳永本人52）。

オ 本件決議案は、同月12日の被告市議会において緊急動議として執り上げられ、可決された。原告は、同採決には参加しなかった（争いがない。）。

5 (5) 本件爆破予告を行った人物（以下「A」という。）は、本件爆破予告当時高校生であり、政治経済に関するブログである「MGRブログ」を閲覧していた。Aは、平成28年12月8日、福岡県警行橋署から福岡地方検察庁小倉支部に送致された（甲5）。

10 Aは、本件爆破予告の動機について、捜査機関の取調べや原告から提起されている民事訴訟において、MGRブログの更新が滞り、更新を促しても開設者から拒絶するような態度をとられるようになっていたところ、MGRブログは原告のブログ記事を引用していたことから、Aが原告のブログに過激な書き込みをすれば、MGRブログが同書き込みを取り上げるなどして更新されると考え、MGRブログの更新を促すために行つたことであると主張している（甲5、7）。

15 (6) 原告は、本件コラム掲載以前から保守系政治家として外国人に関する政策についての政治的意見を発信しており、平成27年3月7日にも、インターネット上のサイトで「ヘイトスピーカー小坪慎也」と名指しされ、同年4月30日にも同じサイトで「ヘイトスピーカー小坪慎也」と呼ばれたことがある（甲8、原告本人7）。

20 原告のインターネット上での意見発表については、本件爆破予告以前にも被告市議会事務局に第三者から電話がかかってくることがあったが、外部の団体や個人から、被告市議会に対して意見書等が提出されたことはない（証人藤木102、被告徳永本人112）。

25 (7) 被告徳永のブログのタイトルは「こんにちは 徳永克子：です」であり、サブタイトルは「日本共産党行橋市議会議員の日常」とされている（甲3）。

本件ブログ記事の前の記事のタイトルは「9月議会はじめました」であり、次の記事のタイトルは「日米共同統合演習 築城基地へ申し入れ」である（甲3）。被告徳永は、議会の出来事の報告をブログで行っていた（被告徳永本人8.3～8.5）。

5 被告徳永のツイッターのプロフィールには、被告徳永自身の顔写真と、「日本共産党行橋市会議員 2016年4月23日から10期目になりました。」、「市民の声を大事にする市政実現に頑張っています。」等の記載がある（甲4）。

10 (8) 原告は、平成28年9月12日、自身のブログに、「共産党の緊急動議による決議」として本件決議案の全文を掲載し、意見等を記載した（甲2）。

2 本件動議提出行為

(1) 争点1（本件動議提出行為に対する司法審査の可否）について

ア 裁判所は、憲法に特別の定めがある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する権限を有する（裁判所法3条1項）が、法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではなく、法律上の係争であっても事柄の性質上司法審査の対象外とするのを相当とするものがある。この点、自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せるのが相当であって、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、必ずしも司法審査の対象とするのを適當としない（最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民集73巻2号123頁、最高裁昭和35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁参照）。

イ 本件では、本件動議提出行為によって、原告の名誉という私法上の権利利益が侵害され、被告市に国家賠償責任が生じるか否かが問題となっている。そして、その当否を判断するにあたり、本件動議提出行為後に可決された本件決議の効力の有無は前提とならず、本件動議提出行為自体の違法

性の有無のみを問題とすれば足りるから、被告市議会の内部規律の問題に審理が及ぶことはない。そうすると、本件は純然たる内部規律の問題ではなく、一般市民法秩序に関する問題であるといえるから、本件動議提出行為につき名誉毀損が成立するか否かは、司法審査が及ぶ事項と考えるのが相当である。

5

なお、上記のような本件の審理・判断の構造に照らせば、原告の本件コラムでの意見発表行為が議員としての行為か否かは法律上の争訟性の判断を左右するものではない。

(2) 争点2（本件動議提出行為の違法性）について

10

ア 名誉毀損該当性

(ア) ある表現の意味内容が原告の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断されるべきである（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

15

(イ) 被告徳永が動議として提出した本件決議案は、脅迫事件を非難するにとどまらず、原告の差別的にとらえられる意見表明のみを示して被告市役所への脅迫電話の「発端」であると特定し、さらに、これに続いて原告に対して謝罪等を求める体裁になっている。

20

また、「この事(脅迫電話)により、市民に対し、また、市当局や議会においても多大な迷惑を及ぼした」としたうえで、原告の意見表明をして「市民・国民に迷惑を及ぼすような意見の表明」と記載している。

「市民・国民に迷惑を及ぼすような意見の表明」における「迷惑」の内容は、本件決議案の文章の流れや内容からすると、脅迫電話であると解釈するのが普通の読み方であり、被告徳永の主張のように、差別と偏見が助長されることによって被る市民・国民の迷惑を指すと解釈することはできない（なお、被告徳永や証人藤木は、尋問において、本件決議は

25

原告の意見表明によって本件爆破予告電話を招いたことを非難するものであることを認めている〔証人藤木 59, 被告徳永本人 139〕。)。

(ウ) そして、本件決議案を読んだ一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件決議案は、原告の意見表明が脅迫事件の唯一かつ直接の原因であり、原告の差別的にとらえられる意見表明のせいで第三者が脅迫事件を敢行し、それによって被告市の市民等に迷惑がかかったという事実を摘示するものと理解するのが相当であり、本件動議提出行為は原告の社会的評価を低下させるものというべきである。

イ 本件動議提出行為の違法性の有無

(ア) 国会議員の国会での発言に係る名誉毀損の成否については、個別の国民の名誉又は信用を低下させる発言であったとしても、国家賠償法 1 条 1 項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とするものとされている（最高裁平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決・民集 51巻 8 号 3850 頁）。

国会議員は国会の構成員であり、国会は、憲法上、国権の最高機関とされ（憲法 41 条），国政の根幹に関わる広範な権能を有するものとされているのに対し、地方議会の構成員たる地方議会議員の地位は、国会議員と全く同一の憲法上の保障を受けるというものではない。しかし、住民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を地域、住民の意識形成に反映させるべく、地方議会議員は、その職務又は使命としてあらゆる面から地方議会における質疑等を尽くすことが求められているものといえ、質疑等においてどのような問題を取り上げ、どのような形でこれを行うかは、地方議

会議員の裁量に委ねられているものとみるべきであり、かかる面で国會議員と共に通するものがあることは否定できない。そして、調査能力に限界のある議員において、ある事実が真実であると確信し得る場合でなければ地方議会の審議の場で議題として取り上げることができないとすると、自由闊達に実質的な議論ができなくなるおそれがあり、かかる観点から、名誉毀損の成否につき慎重な考慮が求められる場面があるものと考えられる。
さりながら、職務と無関係に個人の権利を侵害することを目的とするような行為は許されず、また、虚偽であることを知りながらあえてその事實を掲示して個人の名誉を毀損するような行為も、正当な職務行為とはいえない。このような観点から、地方議会議員の地方議会での発言に係る名誉毀損の成否についても、少なくとも当該地方議会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事實を掲示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事實を掲示するなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような事情がある場合には、国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があつたものと認めるのが相当である（札幌高裁平成29年5月11日判決参照）。

(イ) 本件動議提出行為は、被告徳永が、被告市議会議員という立場で、爆破予告事件を非難するとともに、同じ被告市議会議員である原告に対し、議員としての一定の行動を求めるものであつて、被告徳永の職務にかかわるものである。

原告は、本件動議提出行為は、被告徳永が、本件爆破予告に乗じて原告に対して議員辞職を求める目的によってなされたものであると主張するが、本件決議案の文言をみると、本件爆破予告犯の原告に対する要求を前提に本件決議案が作成されていることはうかがわれず、原告に対して議員辞職を求めるものとは解されない。また、本件爆破予告電話翌日の代表者会議における議論の内容（前記認定事実(4)ウ）や、本件決議案の作成経緯（前

記認定事実(4)エ)に照らしても、被告徳永自身やその支持者を含む被告市議会議員らから原告に対して議員辞職を求める意見が出された形跡はなく、他に被告徳永が原告に対して議員辞職を求める意図を有していたことを示す証拠もない。

5 よって、本件動議提出行為が、被告徳永の職務とかかわりなく違法または不当な目的をもって事実を摘示したものであるとはいえない。

10 (ウ) また、前記認定事実(5)のとおり、Aが逮捕されたのは本件動議提出行為の約3か月後であったため、本件動議提出行為時、本件爆破予告の動機、原因は被告徳永にも明らかではなく、少なくとも、本件爆破予告が本件コラムにおける原告の意見表明と無関係に敢行されたものであることを示すような事情は存在しない。

15 そうすると、被告徳永が、本件決議案の内容が虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示したともいえない。

(エ) 原告は、被告徳永が、本件爆破予告の犯行動機が不明な段階で、事実と異なる可能性が相当程度あることを知りながらあえて事実を摘示し、議員として付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したとも主張する。

20 本件爆破予告電話は、原告を「ヘイト議員」と呼称し、重大な処分である議員辞職を求めていた（前記前提事実(2)）。このような内容からすると、犯人は、原告のヘイトスピーチに反発して、本件爆破予告電話に及んだと考えるのが自然である。むしろ、本件爆破予告電話における犯人の発言からは、ヘイトスピーチに当たるような原告の言動以外に犯人が本件爆破予告に及ぶ原因、動機になり得る事情がうかがわれない。

25 また、前記認定事実(3)のとおり、本件コラムに対しては、「i R O N N A」掲載直後から本件動議提出行為までの間に、原告、被告市議会及び被告市議会議長に対し、複数の異なる団体や私人からヘイトスピーチや差別を助長する表現である旨を記載した様々な意見が提出されている一方、本

件コラム以外に、原告がインターネット上で発信した意見に対し、ヘイトスピーチや差別を助長する表現であるなどの意見が被告市議会ないし被告市議会議長に対して提出されたことはなかった（前記認定事実(6)）。そして、本件爆破予告電話は、「公人のヘイトスピーチを許さない会」や個人から本件コラムが差別を助長するものであるなどの意見が被告市議会議長宛てに連続して提出されていた平成28年9月に、これらとそれほど間をあけることなく敢行されたものである。

これらの事情からすると、本件動議提出行為当時、すでに本件コラムの内容を読み、これはヘイトスピーチであると考えていた被告徳永（被告徳永本人7、19）が、本件爆破予告電話と本件コラムにおける原告の意見発表を結びつけ、犯人は本件コラムにおける原告の意見発表に反発して本件爆破予告電話に及んだと考えることにも無理はない。なお、原告は、本件動議提出行為以前から原告は全国的にヘイトスピーチを行う議員として有名であったと主張するが、甲8号証は同一のインターネットサイトにおける日付の異なる記事であり、原告がヘイトスピーチを行う議員として広く知られていたことを示すものとはいえないし、他に原告の主張を裏付ける証拠はない。

これらの事情からすると、本件動議提出行為当時、被告徳永が、本件決議案が事実と異なる可能性が相当程度あることを知っていたという前提自体が認められないから、原告の主張は採用できない。

(オ) その他、一件記録を検討しても、被告徳永がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特段の事情は認められない。

ウ したがって、本件動議提出行為が国家賠償法1条1項の違法な行為に当たるということは認められず、それを前提とする原告の被告市に対する国家賠償法1条1項に基づく慰謝料等請求（請求1）及び同条項に基づく名譽回復

措置の請求（請求2及び3）は理由がない。

3 本件ブログ記事及び本件ツイートについて

(1) 名誉毀損該当性

ア 本件ブログ記事

5 (ア) 本件ブログ記事は、「とんでもない事件が発生しました」「この事件の原因となった小坪議員に対する決議」として本件決議の内容である本件決議案全文を掲載している。

(イ) 本件決議案自体が、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告の社会的評価を低下させるものであること及びその理由は前記第3の2
10 (2)アに記載したとおりである。

また、上記被告徳永のコメント部分についてみると、直後に記載されている本件決議案全文と併せ読めば、読者の属性（被告市の市政に特に関心がある者、共産党支持者、反対勢力等）を問わず、普通の読者であれば「とんでもない事件」が「被告市役所に対する脅迫の電話」を指していると分かる。そして、「とんでもない事件」の原因が原告であるとの記載部分については、この事件の原因が原告にあると断定する書きぶりであることに加え、直後に掲載されている本件決議案の「これは、小坪慎也議員が、平成28年4月に熊本地震が発生した際、差別的にとらえられるSNSでの意見発表を行ったことを発端としている」との説明と併せ読めば、脅迫電話の直接かつ唯一の原因が原告の意見発表である、すなわち原告の意見発表のせいで脅迫事件が発生したという事実を示すものと理解するのが自然であると解される。

(ウ) そうすると、本件ブログ記事は、本件決議案が成立したという事実の摘示にとどまらず、原告による熊本地震後の意見表明のせいで脅迫事件が発生したという事実をも摘示するものであって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の社会的評価を低下させるものというべきで
25

ある。

イ 本件ツイート

(ア) 本件ツイートは、本件決議が成立したことを報告し、決議の内容を被告
5 徳永のブログに掲載していることを示して本件ブログ記事へのリンクを設
定表示しており、本件ツイートの閲覧者を本件ブログ記事へ誘導するもの
であるから、名誉毀損の成否については、本件ツイート自体に加え、本件
ブログ記事の内容も考慮して検討する必要がある。

10 (イ) そして、本件ブログ記事が一般の読者の普通の注意と読み方を基準とす
れば原告の社会的評価を低下させるものであること及びその理由は上記ア
に記載したとおりであるから、これを引用し、閲覧者を本件ブログ記事に
誘導する本件ツイートもまた、原告の社会的評価を低下させるものという
べきである。

(2) 真実性・真実相当性

ア 事実の摘示による名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する
事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示
15 された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったとき
には、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明
がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の
理由があれば、その故意または過失は否定されると解するのが相当である
20 (最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118
頁参照)。

イ 本件ブログ記事及び本件ツイートは、地方公共団体である被告市に対する
爆破予告という犯罪行為と被告市議会の議員である原告の言動との関連
性について言及するものであるから、公共の利害に関する事実に係るもの
25 であるというのが相当である。

また、前記認定事実(7)に記載した被告徳永のブログの体裁や、本件プロ

5 グ記事前後の投稿内容から認められる被告市会議員としての活動報告という用途、被告徳永のツイッターのプロフィール欄の記載内容、さらに本件
10 ブログ記事及び本件ツイートが地方公共団体である被告市に対する爆破予告という犯罪行為と被告市議会の議員である原告の言動との関連性について言及するものであることからすれば、本件ブログ記事及び本件ツイートは、被告徳永が、被告市議会議員として、ブログの読者やツイッターの閲覧者に被告市の市政に関する情報を報告するために投稿したものであると認められるから、専ら公益を図る目的に出たものというのが相当である。

15 原告は、本件ブログ記事及び本件ツイートには、被告徳永が、本件爆破予告に乗じて原告に対して議員辞職を求める目的があると主張するが、本件ブログ記事及び本件ツイートにおける被告徳永のコメント部分はもとより、引用されている本件決議案も原告に対して議員辞職を求めるものと認められないことは、前記2(2)イ(イ)に記載したとおりである。原告の主張は採用できない。

(3) Aは、本件爆破予告の動機について前記認定事実(5)のように主張しているところ、爆破予告に及んだことの説明としてやや突飛ではあるものの、Aが本件爆破予告に及んだ時にはまだ若年であり、Aが関心を寄せていたという「MGRブログ」のブログ主との交流状況等具体性のある主張を一応信用すれば、Aが事の重大性に思い至らず本件爆破予告に及んだことも、全くあり得ない話とまでは断言できない。一方、一件記録を検討しても、本件コラムのせいで、すなわちAが本件コラムに掲載された原告の意見に反発したなど本件コラムが直接かつ唯一の原因となって本件爆破予告に及んだことについては、本件コラムに記載された原告の意見内容それ自体と本件爆破予告に何らかの関連性があることを示す証拠すら見当たらない。

25 そうすると、本件ブログ記事に記載された「この事件の原因となった小坪議員」との被告徳永のコメントや、「これは、小坪慎也議員が、平成28年

4月に熊本地震が発生した際、差別的にとらえられるSNSでの意見発表を行ったことを発端としている。」との本件決議案の記載内容が真実であるとの証明があったとはいえない。本件ブログ記事を引用し、これと一体となっている本件ツイートについても同様である。

- 5 (4) そこで、被告徳永が、本件ブログ記事における上記コメントや本件決議案の内容が真実であると信じるにつき相当な理由があったといえるかどうかについて検討する。

10 本件爆破予告電話の時期及びその内容、本件コラムに対する外部の団体や個人の反応を考慮すれば、本件ブログ記事掲載行為時及び本件ツイート行為時においても、ヘイトスピーチに当たるような原告の言動以外に犯人が本件爆破予告に及ぶ原因、動機になり得る事情がうかがわれないこと及び被告徳永が本件爆破予告電話と本件コラムにおける原告の意見発表を結びつけ、犯人は本件コラムにおける原告の意見発表に反発して本件爆破予告電話に及んだと考えることにも無理はないことは、前記第3の2(2)イ(エ)において説示したとおりである。

15 そうすると、本件ブログ記事掲載行為及び本件ツイート行為当時、被告徳永が、原告の本件コラムでの意見発表のせいで本件爆破予告が発生したと信じるにつき相当な理由があるといえる。

- 20 (5) したがって、本件ブログ記事掲載行為及び本件ツイート行為については、被告徳永に過失がなく、不法行為は成立しない。

25 そうすると、それを前提とする原告の被告徳永に対する民法709条に基づく損害賠償請求としての慰謝料等の請求（請求4）及び同条に基づく名譽回復措置の請求（請求5）は理由がない。

4 結論

以上によれば、原告の被告らに対する請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部

裁判長裁判官

5

植田智彦

裁判官

10

福本昌奈

裁判官

15

鈴木美香

(別紙) 謝罪広告目録 1

掲載紙及び種類

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、西日本新聞
新聞の各全国版

記事のサイズ

天地 6.6 ミリメートル
左右 9.4 ミリメートル

掲載文字の大きさと体裁

本文 縦 8.6 ポイント以上、横 10.8 ポイント以上
タイトル 12 ポイントで強調のカギカッコ【】に入る

掲載文言

【小坪慎也議員に対するお詫び】

平成 28 年 9 月 8 日、小坪慎也市議が議員辞職しなければ市役所を爆破するという爆破予告事件が発生したところ、同月 12 日、行橋市議会に、事件は小坪市議の言動が原因であるとして、同市議に謝罪と自ら辞職することを促す趣旨の「小坪慎也議員に対する決議」の緊急動議が出され、可決されました。しかし、これは事実に反していることが明らかとなりました。爆破予告テロに屈して同市議の名譽を毀損したことについて、謹んでお詫びします。

行橋市

以上

(別紙) 謝罪広告目録 2

掲載紙 ゆくはし市議会だより

掲載文字の大きさと体裁

本文 縦 8.6 ポイント以上、横 10.8 ポイント以上
タイトル 14 ポイント以上の太文字ゴシック体

掲載文言

小坪慎也議員に対するお詫び

平成 28 年 9 月 8 日、小坪慎也市議が議員辞職しなければ市役所を爆破するという爆破予告事件が発生したところ、同月 12 日、行橋市議会に、事件は小坪市議の言動が原因であるとして、同市議に謝罪と自ら辞職することを促す趣旨の「小坪慎也議員に対する決議」の緊急動議が出され、可決されました。しかし、これは事実に反していることが明らかとなりました。爆破予告テロに屈して同市議の名誉を毀損したことについて、謹んでお詫びします。

行橋市

以上

(別紙) 謝罪広告目録 3

掲載紙及び種類

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、西日本新聞
新聞（計6紙）の各全国版の朝刊

記事のサイズ

天地 66ミリメートル

左右 94ミリメートル

掲載文字の大きさと体裁

本文 縦8.6ポイント以上、横10.8ポイント以上

タイトル 12ポイントで強調のカギカッコ【】に入る

掲載文言

【小坪慎也議員に対するお詫び】

私は、平成28年9月13日、小坪慎也市議が議員辞職しなければ市役所を爆破するという同年9月8日発生の爆破予告事件は、同市議の言動が原因であるとして、同市議に謝罪と自ら適当な行動を取ることを求める「小坪慎也議員に対する決議」を、同月12月に行橋市議会で可決させたことを、決議全文とともに、私のブログに掲載してまいりました。このブログ記事は、事実に反して、爆破予告テロに屈して同市議の名誉を毀損したものでしたので、謹んでお詫びします。

徳永克子

以上

① 被告市に対する国家賠償請求・謝罪広告請求 (違法行為)被告徳永による本件動議提出行為 (1) 法律上の争訟に当たるか(本案前の争点)	
当事者の主張の骨子 <p>① 原告の主張</p> <p>本件は地方議会の内部規範に従ってなされた懲罰等の措置の効力を争う事件ではなく、議会としての意見表明である決議の案を提出する行為により、原告の名誉が毀損されたとして損害賠償を請求する事件であるから、一般市民法秩序に関する問題であり、法律上の争訟に当たる。なお、本件コラムでの原告の意見表明は、議員としての活動に当たらないから、本件決議は原告の「議員としての言動」を理由にしたものではなく、被告市議会の内部規律によって解決すべきものとはいえない。</p> <p>② 被告市の主張</p> <p>本件決議案は、被告市議会が、構成員である原告の議員としての言動を理由として、法的拘束力のない事実上の決議を行ったものであるから、被告市議会の自律権の範囲内で解決すべき問題であり、法律上の争訟に当たらない。</p> <p>③ 被告徳永の主張</p> <p>本件は原告の名誉権という私法上の権利侵害を理由として国家賠償請求がなされている事案ではあるが、本件決議は被告市議会の内部規律の問題にとどまるものであり、被告市議会の自立的な判断を尊重すべきであって司法審査は及ばない。そうすると、本件決議案を提出する行為も議会の内部規律を維持するための行為であるから、同様に法律上の争訟に当たらない。</p>	
(2) 公務員の職務執行行為の違法性(本案の争点)	
ア 当事者の主張の骨子 <p>① 名誉棄損該当性</p> <p>① 原告の主張</p> <p>被告徳永が提出した動議(本件決議案)は、 原告による熊本地震後の意見表明のせいで脅迫事件が起つた(帰責性がある) (原告の差別的にとらえられる意見表明に憤った犯人が、脅迫事件を敢行し、 この脅迫事件により市民等に多大な迷惑が及び、市議会の信用を傷つけた【X2p2】) ということを摘示するものであるから、被告徳永による動議提出行為は、原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>② 被告市の主張</p> <p>被告徳永が提出した動議(本件決議案)は、 原告による熊本地震後の意見表明が脅迫事件の発端となった(帰責性はない) ということを摘示したにすぎず、当該意見表明の具体的な内容や脅迫事件と結びついた具体的な事情は分から ないため、原告の社会的評価を低下させるものではない。【Y市3p3】</p> <p>③ 被告徳永の主張</p> <p>同上</p>	
<p>イ) 判断枠組み</p> <p>① 原告の主張</p> <p>最三判平成9年9月9日の判断枠組み。</p> <p>(1)爆破予告に同調して議員辞職を求めており、原告の議員活動の権利と表現の自由を侵害する違法又は不当な目的があり、 (2)爆破予告の犯行動機が不明な段階で、事実と異なる可能性が相当程度あることを知りながらあえて事実を摘示し、議員として付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使した。 (3)本件では仮に(1)(2)に当たらないとしても、これらと同視できる「特別な事情」がある。本件決議は、単にテロを奇貨として原告を非難ただけで、テロに屈しテロ犯人を喜ばせ、テロを助長するものであり、議員として付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使している。</p> <p>② 被告市の主張</p> <p>最三判平成9年9月9日の判断枠組みは認める。</p> <p>(1)被告徳永の議員としての職務とかかわりがあることは明白なので違法又は不当な目的はなく、 (2)虚偽であることを知りながらあえて事実を摘示したものでもなく、爆破予告の内容等に照らせば、爆破予告は原告のSNSに端を発している可能性もあることから、議員として付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したものではない。 (3)本件決議は原告に謝罪や必要な行動を求める前に本件爆破予告事件を強く非難しており、テロに屈し、テロ犯人を喜ばせ、テロを助長するようなものにも当たらないから、特別の事情はない。</p> <p>③ 被告徳永の主張</p> <p>(1)本件決議案提出行為は行橋市議会の内部規律を維持する観点から行ったものなので被告徳永の議員としての職務とかかわりがあり、原告の差別的表現によって失われた行橋市議会の信用回復と原告に対し公人としてふさわしい言動を求める目的で行われたものである。 (2)本件爆破予告犯が原告を「ヘイト議員」と呼んでいるのは本件コラムへの寄稿と関連していると被告徳永や他の議員は認識していたので(かつ、こうした考えには合理性もある)、被告徳永が虚偽であると知りながらあえて事実を摘示したり、事実と異なる可能性が相当程度あることを知りながらあえて事実を摘示したわけではない。</p>	

イ 判断枠組み

最三判平成9年9月9日の判断枠組みによる。(被告市準備書面1参考資料の函館地裁、札幌高裁参照)

地方議会の議員による動議提出行為は、議会による決議のような内部自律権の行使そのものではないものの、その前提として行われるものであるから、議員の職務執行の権限の範囲内である限りは適法であり、権限の濫用に当たるような場合に違法と評価すべきである。(1)議員としての職務とかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、(2)虚偽であると知りながらあえてその事実を摘示するなど、議員として付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したものと認めうるような特別の事情がある場合には、国家賠償法上違法になる。

2 被告徳永に対する名誉棄損の不法行為による損害賠償請求・謝罪広告請求

(違法行為)被告徳永による本件ブログ記事掲載行為、ツイート行為

(1) 名誉毀損該当性

当事者の主張の骨子

①原告の主張

被告徳永のブログに記載され、ツイートに引用されている本件決議の内容は、原告による熊本地震後の意見表明のせいで脅迫事件が起った(帰責性がある)ということを摘示するものであるうえ、

本件ブログには、原告が脅迫事件の原因となったと明記され、原告が非難決議の対象であることを摘示しており、本件ツイートは、本件決議や本件ブログと一体となって、名誉棄損文言を拡散させたものであるから、被告徳永によるブログ掲載行為及びツイート行為は、原告の社会的評価を低下させた。【X2p2,3】

②被告徳永の主張

被告徳永のブログに記載され、ツイートに引用されている本件決議の内容は、原告による熊本地震後の意見表明は、脅迫事件の発端である(帰責性はない)ということを摘示するにすぎないから、被告徳永によるブログ掲載行為及びツイート行為は、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(2) 真実性(違法性阻却の抗弁)

当事者の主張の骨子

①被告徳永の主張

原告の熊本地震後の意見表明が脅迫事件の「発端」あるいは「原因」となったことは、真実であった。【Y徳永3p5】

②原告の主張

真実性の証明がない。

爆破予告の犯人が捕まった後の新聞報道及び犯人との民事訴訟で判明した犯行動機は、原告のSNSが発端というものではなかった。

③被告市の主張

新聞報道された犯行動機は不自然である。

(3) 真実相当性(故意・過失阻却の抗弁)

当事者の主張の骨子

①被告徳永の主張

真実性の要件は満たしているし、仮に真実性の要件を満たさないとしても、原告の熊本地震後の意見表明が脅迫事件の「発端」あるいは「原因」となったと信じるにつき相当な理由があった。

上記意見表明に対しては、ネット上でヘイトスピーチとして批判され、公人のヘイトスピーチを許さない会が、福岡県弁護士会や福岡法務局に人権救済の申立てをし、新聞報道もされた。同会は、行橋市議会議長への公開質問状を送付し、議長との面会申入れ、脅迫事件の2日前には行橋市議会に対する原告の上記意見表明撤回と厳正な処分を求める陳情書を提出しており、同様の陳述書が他にも提出されるなどする中で本件爆破予告があつたことからすれば、原告のヘイト行為は本件コラムへの寄稿を指すものと関係者は考えていた。原告自身もSNSに本件コラムへの投稿が本件爆破予告と関係があると考えていたとうかがわれるような投稿をしている。

②原告の主張

真実であると信じる相当の根拠がない。

爆破予告の犯行動機が不明な段階で、事実と異なる可能性が相当程度あることを知りながらあえて事実を摘示した。

原告の言動を「ヘイト」と呼ぶ者は熊本地震以前から存在していたから、脅迫事件で「ヘイト」という言葉が使われたからといって本件コラムが原因とは限らない。

「火の海」という文言が使われていることから、一見北朝鮮関係者が保守系議員を標的にしたテロと疑われるが、わかりやすすぎるのになりすましや愉快犯の可能性もあり、そうであれば思想的背景は関係ない。結局犯人の動機がどこにあるのかはわからない。

被告徳永が、本件爆破予告の原因が本件コラムであると信じたことに相当な理由はない。

(4) 公共利害性・公益目的性(違法性阻却の抗弁)

当事者の主張の骨子

①被告徳永の主張

公益目的であったといえる。

決議があったことを市民に報告することは、議員として当然の職務である。

②原告の主張

公益目的を欠く。

爆破予告に同調して議員辞職を求めており、原告の議員活動の権利と表現の自由を侵害する違法又は不当な目的がある。

これは正本である。

令和4年3月17日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部

裁判所書記官 白木原 聰

